修学旅行時短勤務者引率に係る文書不存在非公開決定審査請求事案（番号35）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年９月７日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について、  １．令和２年度修学旅行の引率者一覧  ２．上記１．について、育児にかかる時短勤務者が含まれていることが分かる資料  ３．上記２．について、育児にかかる時短勤務者が引率に適切だと当該校長が判断した根拠  ４．上記３．について、育児にかかる時短勤務者が引率する場合の、勤務すべき時間がわかる資料  ５．上記３．について、育児にかかる時短勤務者が引率する場合に、安全配慮義務違反にならないことがわかる根拠 |
| 実施機関  の  決　定 | 令和２年９月18日付け教高第2492号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  上記２．３．４．５．に係る請求文書は、作成していないため、管理していない。  【備考】  　上記１．にかかる文書は公開するものとする。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年11月５日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書３．について、育児にかかる時短勤務者が引率をしていることは当該校勤務教員の証言により明らかである。通常、修学旅行の引率は時短勤務者が行うことはないため、これを特に適切であると校長が個別に判断した根拠が存在するのは自明である。  請求文書４．について、時短勤務者が泊を伴う引率をする事実が存在する以上、何時から何時までが勤務時間となるのかの基準が存在しないことはあり得ない。  請求文書５．について、時短勤務者が泊を伴う引率をすることは通常安全配慮義務違反になると考えられるが、これを特に適切であると校長が個別に判断した根拠が存在するのは自明である。  よって不服とする。 |
| 弁明書 | | １　請求文書「２」「３」「４」について  　　○○高校に確認したところ、本件請求に係る行政文書は作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。  ２　請求文書「５」について  　　教育庁内で確認したところ、本件請求に係る行政文書は作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 判　断 | | １　本件請求２について  　　　令和２年度修学旅行の引率者一覧が公開されているところ、本件請求２は、同一覧に「育児にかかる時短勤務者」であることがわかるような項目が追加された文書 |
| 判　断 | | の公開を求めるものであると解される。しかし、教員の業務分担を示す文書に、職員の勤務形態というような個人情報が記載されるということは考え難く、文書が存在しないことは不合理ではない。  ２　本件請求３について  校長は、修学旅行引率者（以下「引率者」という。）として、修学旅行対象学年の学年主任及びクラス担任等を選定するというこれまでの傾向はあるも、予算の制約、教員の状況、当該高校における生徒の男女比、支援の必要な生徒がいるかどうかといった事情を考慮のうえ、引率者の人数を決定し、引率者を選定している。  もっとも、これら事情は流動的なものであり、引率者の人数を決定するための基準及び引率者を選定するための基準を定めていなかったとしても、不合理ではない。  ３　本件請求４について  　　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条第２号は、任命権者は、教諭等に対し、時間外勤務を命ずることができる場合は、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるとし、その例として修学旅行が挙げられている。  これは、修学旅行の引率という職務の性質から、引率者に対し、勤務開始時間は事前に周知するが、勤務終了時間については、交通状況や修学旅行中の突発的に生じたトラブル等への事後対応等により、必ずしも予定時間どおりに終わるものではなく、事前に明確に定めることは困難であるからと考えられる。  　　そうだとすれば、「育児にかかる時短勤務者」を含めて、引率者の勤務すべき時間がわかる資料が作成されていないことは、不合理ではない。  　　なお、本件請求は、令和２年度の修学旅行が実施される前になされたものであり、実態としても、本件請求４に係る文書は存在しない。  ４　本件請求５について  本件請求５における安全配慮義務とは、大阪府あるいは校長の、「育児にかかる時短勤務者」に対する、その生命及び健康等を危険から保護する信義則上の義務をいうものと解されるが、安全配慮義務の内容は、当該勤務者の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる当該具体的状況によって異なるものであるところ、「育児にかかる時短勤務者」を引率者として選定することが、直ちに安全配慮義務違反になるものではない。  また、安全配慮義務の内容は、前記のとおり、個別の事情に応じて変わるものであることから、安全配慮義務の内容を示した文書が存在しないこと、さらに「育児にかかる時短勤務者が引率する場合に、安全配慮義務違反にならないことがわかる根拠」というような文書が存在しないことは不合理ではない。  ５　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年９月７日　　　　同日付け公開請求  ・同月18日　　　　　　　 不存在非公開決定  ・同年11月５日　　 　　 審査請求 |
| 経　過 | | ・令和３年３月25日　　　 弁明書  ・同年７月12日　 　　　諮問 |